

3.3 砂防関係施設

3.3.1 施設の現状

(1) 管理施設数

大阪府における砂防関係施設の管理施設数を、表 3.3-1 に示す。

表 3.3-1 施設数量

砂防関係施設	数量	備考
砂防堰堤	1,041 箇所	
溪流保全工	92.1km	
急傾斜地崩壊防止施設（擁壁、法枠、アンカー等）	204 箇所、191 地区	
地すべり防止施設（集水井、横ボーリング、杭等）	15 箇所	

(2) 施設の現状



砂防堰堤



急傾斜地崩壊防止施設



地すべり防止施設

図 3.3-1 砂防関係施設

○砂防堰堤

戦前に作られた砂防えん堤など施工後 70 年を超えるものもある（コンクリート構造が主体であるが鋼製部材を用いている箇所もある）



不透過型砂防堰堤

図 3.3-2 砂防堰堤・地すべり防止施設

○急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地法が昭和 44 年に公布され、古い施設では施工後 40 年を超えている（擁壁工や法枠工、アンカーアーが多い）



急傾斜地崩壊防止施設
(擁壁工)



急傾斜地崩壊防止施設
(法枠工)

図 3.3-3 急傾斜地崩壊防止施設

○地すべり防止施設

概成後 30 年を超える地区もあり、施設としては施工後 40 年を超える施設もある（杭工、アンカーアーク、法面工、排水工などがある）



地すべり対策施設
(杭工・地山補強工・地下水排除工)

図 3.3-4 砂防堰堤・地すべり防止施設

3.3.2 点検、診断・評価

(1) 点検業務の目的・方針

1) 点検業務の目的・方針

点検業務（点検、診断・評価）の目的は、「施設の現状を把握し、不具合の早期発見、適切な処置により、利用者および第三者への安全を確保すること」および「点検データ（基礎資料）を蓄積し分析することで、点検の充実や予防保全対策の拡充、計画的な補修や更新時期の最適化など効率的・効果的な維持管理・更新につなげること」である。また、施設の老朽化が進む砂防関係施設においては、その機能を確実に発揮させるため、きめ細かく点検し、施設の損傷を診断・評価のうえ、補修等の対策を施さなければならない。

今後も引き続き、点検業務を適切に実施するために必要な経験と技術力を継続的に確保するため、研修等を通じて職員の育成を図るとともに、これまで実施してきた各種の点検・調査を、砂防関係施設の維持管理計画（点検計画）に基づき、効果的に組み合わせ、効率的に実施することとする。なお、点検および診断・評価結果については、確実に維持管理DBに蓄積し、定期的に点検計画の見直しを図るものとする。

2) 点検結果を踏まえた業務のフロー

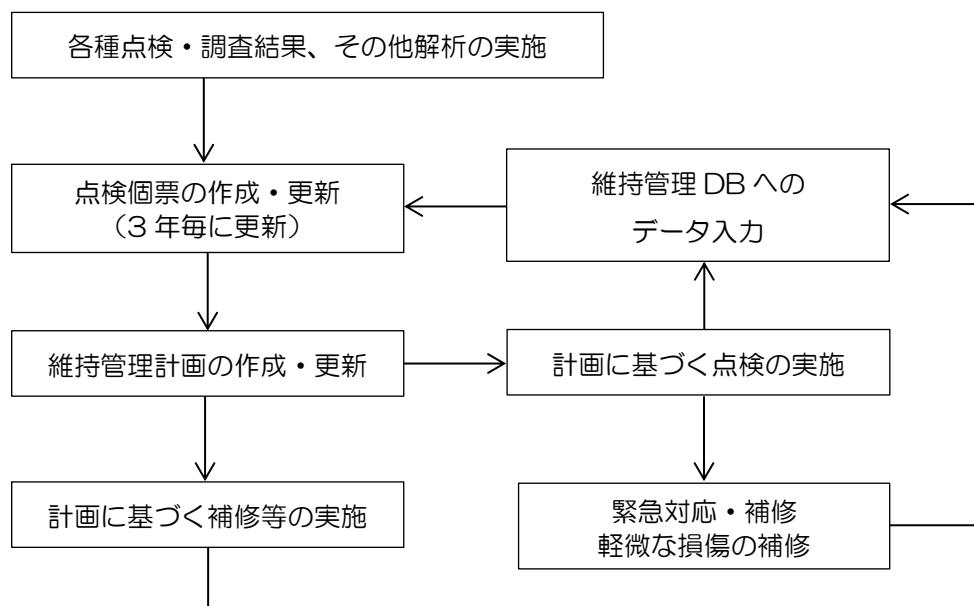


図 3.3-5 点検～診断・評価～対応実施のフロー

(2) 点検

1) 点検の種別等

a) 点検の種別

砂防関係施設における点検の種別と概要は表 3.3-2 のとおりである。

表 3.3-2 点検の種別と概要

	点検種別	内容等
砂防	定期点検	<ul style="list-style-type: none"> 砂防堰堤、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設について、目視により施設の損傷等を点検 近接目視が容易でない箇所についてはドローン等により取得した画像を活用
	緊急点検	<ul style="list-style-type: none"> 豪雨発生時や、地震等の発生後、ドローンを活用し砂防施設の不具合の有無を調査 他施設等で不具合が発生した場合に、同種の構造物点検を随時実施
	詳細点検	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検や緊急点検ではその変状の程度や原因の把握が困難な場合に実施

本府では、砂防関係施設に対して下記の点検を実施する。

- 定期点検
- 緊急点検
- 詳細点検

①定期点検

【目的】砂防関係施設（砂防堰堤、渓流保全工や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設）に損傷がないかを確認し、必要に応じ応急対策、補修工事を実施する。

【点検者】府職員等

【方法】目視点検

【頻度】1回/3年*

*前回の点検による健全度評価がAの箇所は1回/6年とする。ただし、前回の点検実施以降に降雨等で損傷が生じた場合は、この限りではない。

【実施範囲】砂防堰堤においては、各渓流の最下流の砂防堰堤のみ点検を実施

②緊急点検

【目的】豪雨発生時や大規模な地震発生後などに施設に損傷がないかを確認する。

【点検者】府職員

【方法】目視点検

【頻度】隨時（必要な都度）

【実施範囲】点検目的により異なる

③詳細点検

【目的】定期点検や緊急点検ではその変状の程度や原因の把握が困難な場合に実施する。

【点検者】府職員、点検業者等

【方法】目視点検、簡易測量、測量調査、破壊・非破壊検査など

【頻度】定期点検や緊急点検にて要対策施設と評価された場合について

【実施範囲】砂防関係施設：健全度評価 C2、C1 の評価の施設

急傾斜地崩壊防止施設・地すべり防止施設：健全度評価 C の施設

《参考》「砂防関係施設点検要領（案）令和 4 年 3 月 国土交通省砂防部保全課」

点検の種類と概要			
点検の種類	目的	実施時期(頻度)	実施方法
定期点検	砂防関係施設の漏水・湧水・洗掘・亀裂・破損・地すべり等の有無などの施設状況及び施設に直接影響を与える周辺状況について点検する。	点検計画に基づき実施する。	・目視点検もしくは UAV 点検を基本とする。 ・点検結果は点検個票にそれぞれとりまとめる。 ・施設の種類ごとに点検項目を定めるものとする。
臨時点検	出水や地震時などによる砂防関係施設の損傷の有無や程度及び施設に直接影響を与える周辺状況を把握、確認する。	出水時や地震時などの事象の発生直後の出来るだけ早い時期に実施する。	・定期点検に準ずる。 (安全性・機動性から UAV のメリットを活かすことができるケースが多い。)
詳細点検	定期点検や臨時点検ではその変状の程度や原因の把握が困難な場合に実施する。	必要に応じて実施する。	・必要に応じその状況に適応した計測、打音、観察などの方法で確認するものとする。

「砂防関係施設点検要領（案）令和 4 年 3 月 国土交通省砂防部保全課」P.9 より抜粋

定期点検及び臨時点検は、点検計画に基づいて、実施するものとする。

詳細点検は、定期点検や臨時点検ではその異常の程度や原因の把握が困難と判断される時に、実施することを基本とする。

【解説】

定期点検は、平成 16 年通達によると原則年 1 回としているが、本要領(案)での定期点検(経過観察を含む)については、施設の健全度、流域の荒廃状況、保全対象との位置関係、施設の重要度等を勘案し、適切に実施時期を設定することができる。

なお、点検の実施時期の設定にあたっては、以下に留意することとする。

- ・対象施設の定期点検実施時期の間隔は、最長 10 年以下とすることとし、健全度評価により「経過観察」、「要対策」と判定された施設については、5 年以下を原則として設定すること。
- ・流水の影響が常に及ぶ施設等の点検については、実施頻度を高くするなど適切に対応すること。

臨時点検は、原則として豪雨発生時や地震発生時などの、災害をもたらしかねない事象の発生直後の出来るだけ早い時期に実施する。

「砂防関係施設点検要領（案）令和 4 年 3 月 国土交通省砂防部保全課」P.10 より抜粋

b) 砂防関係施設の点検の分類と実施主体

施設の特性や状態、重要度等を考慮した上で、「図 3.3-6 点検の分類」により、全ての管理施設を対象に、必要となる点検種別を選定し、点検を実施するものとし、砂防関係施設で実施する点検の実施主体は、表 3.3-3 のとおりである。



図 3.3-6 点検の分類

表 3.3-3 点検種別と実施主体

施設	定期的	臨時的	
	定期点検	緊急点検	詳細点検
砂防堰堤	○	○	○●
急傾斜地崩壊防止施設 (擁壁・法枠・アンカー)	○	○	○●
地すべり防止施設(集水井・横ボーリング・杭・アンカー・法枠)	○	○	○●

凡例 ○：直営で実施 ●：委託で実施

2) 点検の実施

点検については、法令や基準等に則り、施設管理者として、施設の供用に支障となる不具合を速やかに察知し、常に良好な状態に保つよう維持・修繕を促進する観点から、施設の状態を継続的に把握し、施設不具合に対する的確に判断することが求められる。

そのため、施設の健全度を考慮した点検間隔を適切に設定するものとし、点検は直営（府職員）で実施することを基本とするが、より詳細な点検が必要な場合や調査の専門性、実施難易度等を考慮し、効率性、点検体制の維持などの観点から、新技術の導入やコンサルタント等の調査業者による点検も活用する。

表 3.3-4 点検の実施主体と頻度

		実施者	
		直営（府職員）	委託
頻度	日常	—	—
	緊急時	緊急点検※1	—
	数年に1回	定期点検【1回/3年】※2 詳細点検※3	—

※1 豪雨発生時や大規模な地震発生後などに施設に損傷がないかを確認する。

※2 前回の点検による健全度評価がAの箇所は1回／6年とする。ただし、前回の点検実施以降に降雨等で損傷が生じた場合は、この限りではない。

※3 定期点検や緊急点検にて要対策施設と評価された場合。

3) 点検における留意事項

①点検一般

○致命的な不具合を見逃さないための工夫

- 定期点検等で確認された損傷箇所等は点検個票等に確実に記載し、確実に点検する。
- 上記要注意点検箇所を点検時に見逃さないために、点検者が発見しやすいように、現地にマーキングするなどの工夫を行う。
- 既往災害の被災事例等に習い、災害を誘発する可能性のある箇所は、確実に点検する。
- 施設の不可視部分を明確化し、不可視部分に起因する不具合の可能性を把握する。
- 近接目視が容易でない箇所については、ドローン等を活用し補完する。

○維持管理・更新に資する点検およびデータ蓄積

- 様々な点検や調査の結果、整備・補修履歴など基礎的な情報を確実に維持管理 DB に登録し、より効率的な予防保全の取組、最適な補修・補強のタイミング、更新時期の見極め等に活用する。

○点検のメリハリ（頻度等）の工夫

- 砂防関係施設点検要領（案）などで定められた点検頻度は最低限度としてとらえ、施設の劣化状態など施設の不具合状況に着目するだけではなく、その不具合が周辺へ与える影響としての周囲の土地利用状況なども考慮して、施設毎に点検頻度を設定するなど、メリハリを付けた点検計画を策定する。そのため点検個票を活用するものとするが、この点検個票は、不斷に見直していくこととし、定期点検時に点検・補修結果などのデータをそれまでのデータに積み重ね、更新するものとし、常に点検計画も改善していくこととする。

②緊急事象への対応

- 予期しない緊急事象が発生した場合には、その情報を本庁関係各課や関係するあらゆる事務所において情報共有するとともに、同様の事象が発生する恐れがある場合は、速やかに緊急点検を実施するなど水平展開を行う。
- 予測しない緊急事象が発生した場合、その不具合事象に関して原因究明を行うだけでなく、不具合の事例を蓄積し分析することで、同様な事象が発生する恐れがあるものを特定するよう努め、事前に点検・確認を行うなど再発防止に努めるとともに、将来的の予見に活用するなど効率的・効果的な維持管理につなげていく。

(3) 診断・評価

1) 診断・評価の現状

「大阪府砂防施設 点検マニュアル 平成30年3月 大阪府」「大阪府砂防施設長寿命化計画 平成30年3月 大阪府」により診断・評価する。

砂防関係施設の部位（または部位グループ）変状レベル評価を表 3.3-5 に示す。

表 3.3-5 砂防関係施設の部位（または部位グループ）変状レベル評価

分類	損傷等の程度	備考
a ランク	当該部位に損傷等が発生しており、損傷等に伴い、当該部位の性能上の安定性や強度の低下が懸念される状態	
b ランク	当該部位に損傷等が発生しているが、問題となる性能の劣化が生じていない。 現状では対策を講じる必要はないが、今後の損傷等の進行を確認するため、定期点検や臨時点検等により、経過を観察する必要がある状態	
c ランク	当該部位に損傷等は発生していないもしくは軽微な損傷が発生しているものの、損傷等に伴う当該部位の性能の劣化が認められず、対策の必要がない状態	

表 3.3-6 主な部位の変状レベルの評価基準

変状レベル		天端摩耗	本体(堤堰・副堤・床固工・垂直壁)	洗掘	漏水
a	軽微な損傷	<input type="checkbox"/> 変状なし <input type="checkbox"/> 軽微な摩耗	<input type="checkbox"/> 変状なし <input type="checkbox"/> 軽微なひび割れ	<input type="checkbox"/> 変状なし <input type="checkbox"/> 軽微な洗掘	<input type="checkbox"/> 変状なし <input type="checkbox"/> 軽微な漏水
b	損傷あるが、機能・性能低下に至っていない	<input type="checkbox"/> 鉛直方向の摩耗深さが概ね1リフト程度未溝	<input type="checkbox"/> 水平方向ひび割れが各ブロック幅の概ね1/2程度未溝	<input type="checkbox"/> 基礎部の洗掘が堤堰基礎面に達していない	<input type="checkbox"/> 部分的に漏水している
c	機能・性能低下あり	<input type="checkbox"/> 鉛直方向の摩耗深さが概ね1リフト程度以上	<input type="checkbox"/> 水平方向ひび割れが各ブロック幅の概ね1/2程度以上 <input type="checkbox"/> ひび割れが上下流に連続して発生	<input type="checkbox"/> 基礎部の洗掘が堤堰基礎面に達している	<input type="checkbox"/> 本体の広範囲にわたる漏水 <input type="checkbox"/> 基礎底部からの漏水 <input type="checkbox"/> 両岸地山と堤堰境界面からの漏水
評価の観点		<ul style="list-style-type: none"> 天端摩耗は堤堰の安定性等への直接的な影響は少ない。 計画堆砂高が低下することより、土砂流送抑制等の機能の低下が生じる。 摩耗が進行すると、流水や出土土砂が摩耗面を集中的に流下することになり、摩耗の進行速度が増加する。 リフト単位での補修が効率的と考えられる。 			
点検留意事項		<ul style="list-style-type: none"> 天端部(天端及び袖小口)は、張石工、張ブロック工、高強度コンクリート保護工(膠石コンクリート、グラノリーシックコンクリート)、テム鋼板の堤堰保護工など、本体コンクリートよりも高強度の材料で保護することが一般的であるが、土砂や石礫の流下量の多い水流では、摩耗により剥離(落石、張ブロック等の流失欠損)が発生しやすいので注意する。 水通し部の構造(幅、長、深さ)等に着目して写真記録を行う。特に水通し天端上流端まで剥離しているような摩耗は、その進行状況を丁寧に観察し記録することが望ましい。 写真撮影に当っては、摩耗等の進行状況が把握し易いように、できるだけ走査線から撮るよう心がける必要がある。 			
		<ul style="list-style-type: none"> 堆砂の状況を確認する(堤堰に作用する流体力の影響を考慮する上で、上流側の堆砂状況の確認は必須事項となる。他の構造材料の砂防堤壁も同様)。特に未溝砂の堤堰は、土石流や洪水による流体力・衝撃力を直接受けるので、ひび割れの状態によっては、コンクリート打設範囲などを境にして、損傷する危険がある。なお、構造的に問題となるのは斜め方向や水平方向のひび割れである。 ひび割れの位置・方向・規模、部位の変形方向は、ひび割れの原因や、堤体への力の加わり方を推測する重要な手段となるので、適切に記録する。 			
		<ul style="list-style-type: none"> 本堤基礎前面の渓床の洗掘は、堤体安定に直接影響するため、特に留意する必要がある。 			
		<ul style="list-style-type: none"> 漏水箇所が同じような水平位置に多数分布する場合は、堤体内部の連続した水平ひび割れの存在が疑われる。 地山との境界部や基礎地盤からの漏水・漏水はバーピング、基礎地盤の破壊につながる可能性がある。 			

「大阪府砂防施設 点検マニュアル 平成30年3月 大阪府」より抜粋

表 3.3-7 主な部位の変状レベルの評価基準（集水井工）（例）

集水井工					
変状レベル		本体の腐食・劣化・損傷・変形	集水管の腐食・劣化・損傷・変形	集水管の閉塞物の付着	排水管の腐食・劣化・損傷・変形
a	軽微な損傷	<ul style="list-style-type: none"> ○変状なし ○軽微な腐食・劣化・損傷・変形 	<ul style="list-style-type: none"> ○変状なし ○軽微な腐食・劣化・損傷・変形 	<ul style="list-style-type: none"> ○閉塞物の付着なし ○孔口に閉塞物が少量付着 ○集水された地下水等の排出が確認されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○変状なし ○軽微な腐食・劣化・損傷・変形 ○排水が確認されている
b	損傷あるが、機能・性能低下に至っていない	<ul style="list-style-type: none"> ○せん断等の損傷・変形が生じている ○本体の一部が腐食・劣化によって損壊している 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の集水管が破壊、閉塞している 	<ul style="list-style-type: none"> ○大半の集水管に閉塞物が付着（概ね孔口の25%以下）している ○集水された地下水等の排出が確認されている 	<ul style="list-style-type: none"> ○損傷・変形によって排水管の断面が減少している ○腐食・劣化によって排水管に変形が生じている ○排水が確認されている
c	機能・性能低下あり	<ul style="list-style-type: none"> ○本体の大半が腐食・劣化・損傷・変形によって損壊している ○せん断等の損傷・変形によって、本体が破断している ○本体が傾動している 	<ul style="list-style-type: none"> ○大半の集水管が損壊、閉塞している 	<ul style="list-style-type: none"> ○大半の集水管に閉塞物が多量に付着（概ね孔口の25%以上）している ○閉塞し、地下水等の排出が止まっていると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○腐食・劣化・損傷・変形によって排水管が損壊し、集水した水の漏出を生じている ○腐食・劣化・損傷・変形によって排水管が閉塞し、漏水を生じている
評価の観点		<ul style="list-style-type: none"> ・集水不能や集水した水の漏出は、地下水位の上昇を上昇させる要因となり、地すべりの安定性の低下につながる。 ・地下水鉛直や地下水鉛直での排水量鉛直のデータは、地下水鉛直工の健全度評価において有益な情報となる。 ・地すべり活動や浅い地すべり等による本体の損傷、変形が進行すると、経年的には破壊する。 ・本体の腐食・劣化・損傷・変形が進行し、本体が損壊すると、集水管が閉塞し、集水不能や集水した水の漏出が生じる恐がある。 			
点検留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・効果が大きい重要な集水井については、内部に入つて損傷や変形の方向を記録する。内部への立ち入り点検は、酸欠や有毒ガス、転落等の危険があるので、安全を確認してから行う。 ・内部に入れない場合は、本体の損壊・破壊・傾動の有無、湛水の有無、集水管孔口の状態に留意して目視点検する。 ・集水管からの排水状況（量）を記録することが望ましい。 ・本体の損傷・変形の状況について、位置・規模・変形の方向を記録する。特に、クラックの位置・変形方向等は、力の加わり方を推測する重要な情報となるので適切に記録する。 ・年変化による本体の腐食（鋼製部材）や劣化（コンクリート等部材）の状況について、位置・規模を記録する。 			
				<ul style="list-style-type: none"> ・閉塞物によって集水管が閉塞すると集水不能を生じる。 ・集水管内に湛水が生じ、集水管が水没すると集水不能を生じる。 ・腐食・劣化・損傷・変形によって排水管が破壊すると、集水した水の漏出が生じる。 	

「大阪府砂防施設 点検マニュアル 平成30年3月 大阪府」P.38 より抜粋

表 3.3-8 主な部位の変状レベルの評価基準（擁壁工）（例）

変状レベル		擁壁工(待受式含む)			
		ひび割れ	湧水	変形	沈化
a	軽微な損傷	<ul style="list-style-type: none"> ○変状なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○変状なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○変状なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○変状なし
b	損傷あるが、機能・性能低下に至っていない	<ul style="list-style-type: none"> ○部分的にひび割れが確認される ○ひび割れが背面まで達していない ○背面土砂の吸出しが確認されない 	<ul style="list-style-type: none"> ○部分的に湧水が確認される ○背面土砂の吸出しが確認されない 	<ul style="list-style-type: none"> ○微細な変形(はらみ出し、傾き、継ぎ目のずれ、移動等)が確認される 	<ul style="list-style-type: none"> ○微細な沈化が確認される
c	機能・性能低下あり	<ul style="list-style-type: none"> ○広範囲に連続したひび割れが確認される ○ひび割れが背面まで達している ○背面土砂の吸出しが確認される 	<ul style="list-style-type: none"> ○広範囲に湧水が確認される ○背面土砂の吸出しが確認される 	<ul style="list-style-type: none"> ○顕著な変形(はらみ出し、傾き、継ぎ目のずれ、移動等)が確認される 	<ul style="list-style-type: none"> ○顕著な沈化が確認される
評価の観点		<ul style="list-style-type: none"> ・特に待受式擁壁工については、土石等の衝突力に対して耐力が低下し、機能低下が生じる。 ・広範囲のひび割れは、擁壁の一体性が失われていると想定され、安定性の低下が懸念される。 			
点検留意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・斜面下部の小規模崩壊の抑止やのり面の風化・浸食に対しての面保護を図る工法であり、擁壁工の亀裂、破損、構造体の変形、基礎部の沈下、湧水などについて確認する。 【待受擁壁工】 ・堆砂容量を有する擁壁により、落石や崩土から人間等の保全対象を防護することを図る工法であり、擁壁工と同様なチェックポイントを確認するほか、特に空き容量を確認する。 ・待受式擁壁工の広範囲のひび割れは施設の一體性が失われていると判断でき、安定性の低下が懸念されることに留意。 			

「大阪府砂防施設 点検マニュアル 平成30年3月 大阪府」P.47 より抜粋

また、施設全体としての評価を以下に示す。

表 3.3-9 健全度評価表（砂防堰堤）

健全度	施設の状態
A 対策不要	当該施設に損傷・変状などは発生していない、または軽微な損傷が発生している。損傷や変状に伴い機能の低下および性能の劣化が認められず対策の必要がない。定期的に新規に変状がないか定期巡回点検や臨時点検等により確認する。
B1 経過観察	当該施設の機能、性能の低下に大きな影響を与えない部位（前庭保護工や水吐き、底盤工）に損傷等が発生している。現状では対策を講じる必要はないが、定期巡回点検や臨時点検等により経過を観察する。
B2 経過観察	当該施設の機能、性能の低下に大きな影響を与える部位（本堤や床固工、護岸等）損傷や変状などが発生しているが、問題となる機能の低下及び性能の劣化が生じていない。現状では対策を講じる必要はないが、将来対策を必要とするおそれがあるため、定期巡回点検や臨時点検等により変状の進行程度をより詳細に確認する。
C1 要対策	当該施設の機能、性能の低下に大きな影響を与えない部位（前庭保護工や水吐き、底盤工）に損傷や変状などが発生している。損傷や変状により将来的に施設の重要度の大きい部位の損傷につながり機能低下が生じる、あるいは当該施設の性能上の安定性や強度の低下が懸念されるため詳細点検を実施する。
C2 要対策	当該施設の機能、性能の低下に大きな影響を与える部位（本堤や床固工、護岸等）損傷や変状などが発生している。損傷等により当該施設の機能低下が生じている、あるいは当該施設の性能上の安定性や強度の低下が懸念されるため詳細点検を実施する。

表 3.3-10 健全度評価表（急傾斜地崩壊防止施設・地すべり防止施設）

健全度	施設の状態
A 対策不要	当該施設に損傷等は発生していないか、軽微な損傷が発生しているものの、損傷等に伴う当該施設の機能の低下及び性能の劣化が認められず、対策の必要がない
B 経過観察	当該施設に損傷等が発生しているが、問題となる機能の低下及び性能の劣化が生じていない。現状では対策を講じる必要はないが、将来対策を必要とするおそれがあるので、定期巡回点検や臨時点検等により経過を観察する必要がある。
C 要対策	当該施設に損傷等が発生しており、損傷等に伴い、当該施設の機能低下が生じている、あるいは当該施設の性能上の安定性や強度の低下が懸念される。

2) 評価体制の確保

点検を実施する職員と、その点検結果を評価する職員では必要なスキルが異なる。点検は点検マニュアルや点検個票などを活用すれば、概ね機械的に実施することができる一方、評価を行うにあたっては、高度な知識と経験を必要とする。

補修工事を実施するかどうかの判断は、主として損傷度判定によって左右されるが、この判断は当該施設の維持管理業務を担当する補佐、主査及び本庁主管課による体制での評価を継続していくこととする。

3.3.3 維持管理手法、維持管理水準、更新フロー

(1) 砂防関係施設の維持管理手法

1) 維持管理手法の選定

砂防関係施設の維持管理手法を以下に示す。なお、状態監視型については、評価基準、補修時期を明確化して行うものとする。

表 3.3-11 砂防関係施設の維持管理手法

分野	施設	維持管理手法の選定			備考	
		日常的 維持管理	計画的 維持管理			
		事後保全型*	予防保全	状態監視型		
土木構造物	砂防堰堤	—	○	—	—	
	急傾斜地崩壊防止施設 (擁壁・法枠・アンカー)	—	○	—	—	
	地すべり防止施設(集水井・横ボーリング・杭・アンカー・法枠)	—	○	—	—	

2) 管理水準の設定

補修の実施にあたっては、その部位の損傷だけでなく、施設全体で機能が確保されているかどうかという視点で判断すべきであるため、損傷毎の評価基準に基づき施設の健全度を評価し、さらに周辺の状況や構造等を踏まえ総合的に判断するものとする。

目標管理水準と限界管理水準を設定し、それぞれの管理水準に応じて、砂防関係施設が有する防災機能を確実に維持するために、適切に補修・部分更新を行う。

また、目標管理水準の設定にあたっては、LCC 最小化の観点だけではなく、それらの条件を踏まえ安全性・信頼性、施設の特性や重要性などを考慮し、機能上問題がない水準に適切に設定する。不測の事態が発生した場合でも対応可能となるよう、限界管理水準との間に適切な余裕を見込む。

目標管理水準及び限界管理水準は図 3.3-7、図 3.3-8、図 3.3-9 に示す。

		損傷区分					備考
		A	B1	B2	C1	C2	
砂防堰堤・床固工	摩耗	良好な状態	↔	↔	○	●	
	ひび割れ	良好な状態	↔	↔	○	●	
	洗堀	良好な状態	↔	↔	○	●	
	漏水	良好な状態	↔	↔	○	●	
	石積欠損	良好な状態	↔	↔	○	●	
渓流保全工	摩耗	良好な状態	↔	↔	○	●	
	ひび割れ	良好な状態	↔	↔	○	●	
	洗堀	良好な状態	↔	↔	○	●	

↔ : 日常的維持管理（こまめな補修）で対応する

○ : 目標管理水準。この水準に達した場合は計画的補修で対応する。

● : 限界管理水準。この水準に達した場合は緊急的補修で対応する。

図 3.3-7 目標管理水準及び限界管理水準の設定（砂防堰堤等）

		損傷区分			備考
		A	B	C	
アンカーエ	アンカー飛び出し		良好な状態	↔↔○	
	アンカー引き抜け		良好な状態	↔↔○	
	劣化・腐食		良好な状態	↔↔○	
	損傷・変形		良好な状態	↔↔○	
張工(コンクリート張工)	ひび割れ		良好な状態	↔↔○	
	湧水		良好な状態	↔↔○	
張工(石積 張・ブロック 積張工)	欠損等		良好な状態	↔↔○	
	はらみ出し・変形		良好な状態	↔↔○	
法枠工	破損・変形		良好な状態	↔↔○	
	流出・湧水		良好な状態	↔↔○	
吹付工	ひび割れ・剥離		良好な状態	↔↔○	
	はらみ出し・隙間・空洞等		良好な状態	↔↔○	
	湧水		良好な状態	↔↔○	
擁壁工	ひび割れ		良好な状態	↔↔○	
	湧水		良好な状態	↔↔○	
	変形		良好な状態	↔↔○	
	沈下		良好な状態	↔↔○	
	空容量減少		良好な状態	↔↔○	
	損傷・変形		良好な状態	↔↔○	
	腐食・劣化		良好な状態	↔↔○	

↔↔ : 日常的維持管理（こまめな補修）で対応する

○ : 目標管理水準。この水準に達した場合は計画的補修で対応する。

図 3.3-8 目標管理水準及び限界管理水準の設定（急傾斜地崩壊防止施設）

		損傷区分			備考
		A	B	C	
山腹工	損傷		良好な状態	↔○	
横ボーリング工	劣化・腐食		良好な状態	↔○	
	損傷・変形		良好な状態	↔○	
	土砂等堆積		良好な状態	↔○	
	閉塞物付着		良好な状態	↔○	
集水井工	劣化・腐食		良好な状態	↔○	
	損傷・変形		良好な状態	↔○	
	閉塞物付着		良好な状態	↔○	
	排水管閉塞		良好な状態	↔○	
排水トンネル工	劣化・腐食		良好な状態	↔○	
	損傷・変形		良好な状態	↔○	
	閉塞物付着		良好な状態	↔○	
水路工	劣化・腐食		良好な状態	↔○	
	損傷・変形		良好な状態	↔○	
	土砂等堆積		良好な状態	↔○	
杭工・深礎工	地盤隆起		良好な状態	↔○	
	沈下		良好な状態	↔○	

↔ : 日常的維持管理（こまめな補修）で対応する

○ : 目標管理水準。この水準に達した場合は計画的補修で対応する。

図 3.3-9 目標管理水準及び限界管理水準の設定（地すべり防止施設）

3) 状態監視型の維持管理

砂防堰堤や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設などの砂防関係施設は、コンクリートを主たる部材とする構造物が多いことから、状態監視型による維持管理を行う。また、砂防堰堤における鋼製型のスリットや急傾斜地崩壊防止施設等におけるアンカー（鋼材）についても、現時点ではその劣化予測は困難であることから、これらの施設についても、状態監視型による維持管理を行う。

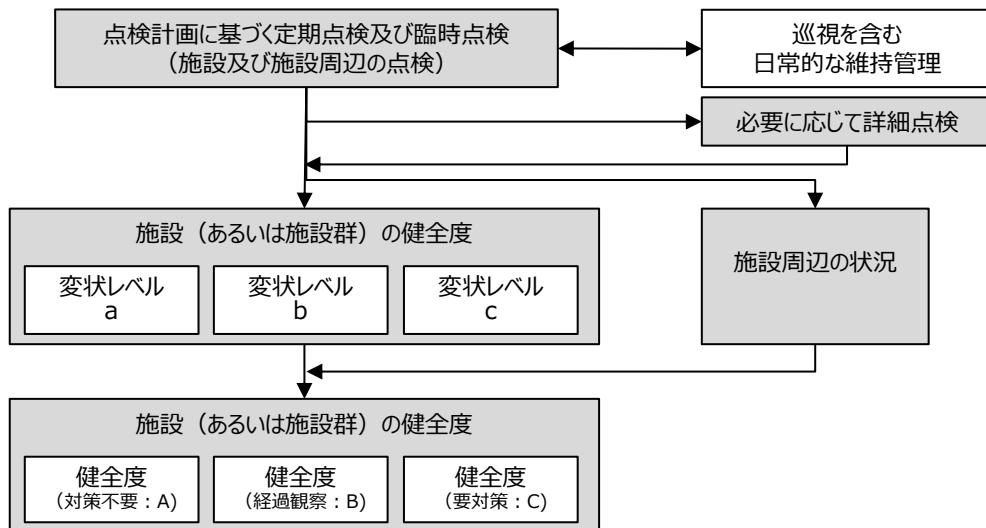
表 3.3-12 点検時の留意点

	砂防設備	地すべり防止施設	急傾斜地崩壊防止施設
猪名川圏域	既往の点検結果から砂防堰堤・床固工は本堤部のひび割れが最も多く確認されている。変形レベルc評価が最も多い変形は、本堤部の基礎洗掘であった。深流保全工は護岸工のひび割れと洗掘が最も多い変形であった。変形レベルc評価の変形は護岸の洗掘が最も多かった。 砂防設備では常時流水がある部位で機能や性能の低下につながる変形が確認されているため、対象となる部位の変形に注意して点検する。	地すべり防止施設は施設数が1箇所であり、変形の傾向は明瞭ではない。既往の点検にて確認されている部位の変形の変化に注意を払いながら点検する。	既往の点検結果から急傾斜地崩壊防止施設は待受擁壁工のひび割れと現場打ち法枠工の破損・変形が最も多く確認されている。工種別にみても待受擁壁工の変形が最も多く確認されている。 c評価は待受擁壁工、コンクリート張工、吹付工で1箇所ずつ確認されている。 法枠工は微細な変形はあるが、現時点では致命的な変形には至っていない。待受擁壁工は保全対象の直近に設置されていることがほとんどであり、機能と性能の低下につながる変形には十分注意して点検する。
淀川・大和川圏域	既往の点検結果から砂防堰堤・床固工は本堤部のひび割れが最も多く、統いて基礎洗掘が多く確認されている。ほとんどが変形レベルbであり、変形レベルbが卓越した部位は少ないが、例外的に八尾土木管内の側壁護岸で石積欠損が3箇所確認されている。深流保全工は護岸工のひび割れが最も多い変形であり、変形レベルb、cともに同様であった。 砂防設備では常時流水がある部位で機能や性能の低下につながる変形が確認されているため、対象となる部位の変形に注意して点検する。また、淀川圏域では点検砂溜工が多く設置されているため、今後の点検ではこれらの堆砂状況にも注意が必要である。	地すべり防止施設は施設数が少なく、枚方土木管内で水路工2箇所、横ボーリング工2箇所で変形レベルbが確認されているのみであり、変形の傾向は明瞭ではない。既往の点検にて確認されている部位の変形の変化に注意を払いながら点検する。	急傾斜地崩壊防止施設は、法枠工の中詰材、法枠の破損、擁壁工のひび割れ、待受擁壁工のひび割れ、待受擁壁工の空容量減少の5項目で、それぞれ7~10箇所の変状が確認された。 変形レベルbは、擁壁工・待受擁壁工のひび割れで、計4箇所とやや卓越しており、その他に特定の傾向はなく分散している。 擁壁工・待受擁壁工は保全対象の直近に設置されていることが多いため、機能と性能の低下につながる変形には十分注意して点検する。
泉南圏域	既往の点検結果から砂防堰堤・床固工は本堤部のひび割れが最も多く確認されている。変形レベルc評価が最も多い変形も本堤部へのひび割れであった。深流保全工は護岸工のひび割れと洗掘が最も多い変形であった。変形レベルc評価の変形は護岸の洗掘が最も多かった。 砂防設備では常時流水がある部位で機能や性能の低下につながる変形が確認されているため、対象となる部位の変形に注意して点検する。	地すべり防止施設は施設数が少なく変形の傾向は明瞭ではない。既往の点検にて確認されている部位の変形の変化に注意を払いながら点検する。	既往の点検結果から急傾斜地崩壊防止施設は擁壁工のひび割れが最も多く確認されている。工種別にみても擁壁工の変形が最も多く確認されている。c評価は落石防護柵の破損で最も多く確認されている。 擁壁工と落石防護柵は保全対象の直近に設置されていることが多いため、機能と性能の低下につながる変形には十分注意して点検する。

(2) 更新フロー

「砂防関係施設点検要領（案）令和4年3月 国土交通省砂防部保全課」、「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）令和4年3月 水管理・国土保全局砂防部保全課」に準じて更新等判断する。

更新フローを以下に示す。



「砂防関係施設点検要領（案）令和4年3月 国土交通省砂防部保全課」より抜粋

図 3.3-10 更新等判定フロー

表 3.3-13 砂防関係施設の健全度評価

健全度	損傷等の程度
対策不要 (A)	当該施設に損傷等は発生していないか、軽微な損傷が発生しているものの、損傷等に伴う当該施設の機能及び性能の低下が認められず、対策の必要がない状態。
経過観察 (B)	当該施設に損傷等が発生しているが、問題となる機能及び性能の低下が生じていない。現状では早急に対策を講じる必要はないが、将来対策を必要とするおそれがあるので、定期巡回点検や臨時点検等により、経過を観察する、または、予防保全の観点より対策が必要である状態。
要対策 (C)	当該施設に損傷等が発生しており、損傷等に伴い、当該施設の機能低下が生じている、あるいは当該施設の性能上の安定性や強度の低下が懸念される状態。

「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）令和4年3月 水管理・国土保全局砂防部保全課」

3.3.4 重点化指標・優先順位

(1) 基本的な考え方

日常的な維持管理として、軽微であるが施設の健全度に影響を及ぼす損傷は、こまめに補修・修繕したり、事後保全として緊急・応急措置を行い、予防保全に努める。

計画的な維持管理として、維持管理計画に基づき、計画的に補修や部分更新を行う。

また、補修等に当たっては、施設の管理レベルに応じて重点化（優先順位）を設定する。

(2) 計画的な補修・部分更新における重点化指標・優先順位の考え方

限られた資源（予算・人員）の中で維持管理を適切かつ的確に行うため、府民の安全を確保することを最優先とし、施設毎の特性や重要度などを踏まえ、不具合が発生した場合のリスク等に着目（特定・評価）して、点検、補修などの重点化（優先順位）を設定し、戦略的に維持管理を行う。以下に、基本的な考え方を示す。

1) 基本方針

① 府民の安全確保

施設の劣化、損傷が極めて著しく、施設の機能が確保されないと想定され、府民の生命・財産への影響が懸念される場合は最優先に実施する。

② 効率的・効果的な維持管理

砂防関係施設は防災施設であり、府民の生命・財産を守る施設である。各施設が損傷等した場合には、府民への影響の大きさが各施設で異なることから、健全度と影響度を考慮して、優先度を定め、効率的・効果的な維持管理を行っていく。

ただし、他の事業（工事）等の実施に併せて補修等を行うことが、予算の節約や工事に伴う影響を低減する等の視点で合理的である場合には、総合的に判断するなど柔軟に対応する。

2) リスクに着目した重点化

施設の維持管理のリスクは、劣化や損傷等の状況と施設重要度を勘案するものとし、発生した場合の社会的な影響が大きいほど重大なリスクとして評価する。

優先度評価の考え方

① 健全度による優先度評価

健全度評価から各砂防関係施設の優先度は以下のように評価する。

【砂防堰堤・溪流保全工】

砂防堰堤、溪流保全工は部位別の変状レベル評価により、健全度を A,B1,B2,C1,C2 の 5 段階に評価している。要対策は健全度が C2、C1 の施設である。対策は健全度が C2 の施設を優先して実施して、C2 施設の対策が完了してから C1 の施設を実施する。

【急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設】

急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設は変状レベルの評価により、健全度を A,B,C の 3 段階に評価している。要対策は健全度が C の施設である。健全度 C の施設の中で施設の重要度を評価して、重要性が高い施設より対策を実施する。

② 施設重要度による優先度評価

土砂災害警戒区域内に位置する施設を重要度上位として位置付け、優先度上位とする。その上で土砂災害警戒区域内・外それぞれの施設群を下記の指標により順位付けする。

【土砂災害警戒区域内の施設】

土砂災害警戒区域は保全対象や災害発生危険度等を点数によって評価して、災害発生時の影響が高い区域から A～E の 5 段階の総合評価が行われている。

土砂災害警戒区域内の施設は、土砂災害警戒区域の総合評価が高い施設を優先度上位とする。同じランクの施設は総合評価に用いられている「災害時の影響点数」と「災害時の危険度点数」の合計点が高い方を優先度上位とする。

【土砂災害警戒区域外の施設】

施設の重要度は土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所・地すべり危険箇所内に位置する施設であるかと、保全対象の戸数によって下記の表 3.3-14～表 3.3-16 のように配点を決定した。各評価指標の合計点が大きい施設より優先的に対策を実施する。

表 3.3-14 施設重要度の評価方法（砂防堰堤、渓流保全工）

評価項目	評価	配点
土石流危険渓流	ランク I	2
	ランク II	1
	ランク III、未指定	0
保全対象数（人家）	10 戸以上	2
	5 戸以上 10 戸未満	1
	5 戸未満	0

表 3.3-15 施設重要度の評価方法（急傾斜地崩壊防止施設）

評価項目	評価	配点
急傾斜地崩壊危険箇所	ランク I	2
	ランク II	1
	ランク III	0
保全対象数（人家）	10 戸以上	2
	5 戸以上 10 戸未満	1
	5 戸未満	0

表 3.3-16 施設重要度の評価方法（地すべり防止施設）

評価項目	評価	配点
地すべり危険箇所	指定	1
	未指定	0
保全対象数（人家）	10戸以上	2
	5戸以上 10戸未満	1
	5戸未満	0

3.3.5 日常的な維持管理

(1) 日常的な維持管理の着実な実践

日常的な維持管理においては、施設を常に良好な状態に保つよう、施設の状態を的確に把握し、施設不具合の早期発見、早期対応や緊急的・突発的な事案、苦情・要望事項等への迅速な対応、不法・不正行為の防止に努め、府民の安全・安心の確保などの取組を引き続き着実に実施する。

また、砂防関係施設が捕捉した土砂や流木等を撤去するための進入路を設定するなど、施設の長寿命化に資する取組を日常的な維持管理の中においても実践していく。

これらの取組を着実に実践していくために地域や施設の特性等を考慮し、新技術の活用も含め創意工夫を凝らしながら適切に対応するとともに PDCA サイクルによる継続的なマネジメントを行っていく。

以下に主な日常的な維持管理業務の基本的な考え方を示す。

1) 日常的な維持管理作業

維持管理作業は、定期点検等の結果から、施設の不具合や規模等の現場状況に応じて、直営作業等により迅速に対応し、府民の安全・安心や快適な環境の確保に努める。また、施設の特性や点検結果などを踏まえて、直営作業等により長寿命化に資するきめ細やかな維持管理作業についても計画的に推進する。

【留意事項】

維持管理作業を実施する際には、引き続き、以下の内容に留意する必要がある。

- ・損傷している施設や損傷の恐れのある施設などに対し、迅速な応急復旧や第三者被害等を未然に防止するための予防措置を行い、安全を確保する。
- ・すぐに対応が出来ない場合は、看板等による注意喚起などを行い、府民の安全確保・信頼の確保に努める。
- ・不法投棄等を防止するために、柵等を設置するとともに、著しく環境を損なわないよう、周辺の状況に応じて清掃、除草等を行い、環境の保全に努める。
- ・比較的小規模で簡易な作業を行うことで、機能回復は期待できないものの劣化を抑制することができる場合がある。このような作業を選定し、計画的かつ継続的に実施することで長寿命化に努める（例：小規模なクラック補修等）。

3.3.6 長寿命化に資する工夫

(1) 維持管理段階における長寿命化に資する工夫

維持管理段階においても、きめ細やかな補修や創意工夫により施設の劣化を防ぎ、または現場状況に応じた材料グレードの選定、NETISに登録されているコンクリートのひび割れを自己修復させる自己治癒コンクリートの活用など、構造物の耐久性が向上し、メンテナンス作業を低減させた長寿命化が期待できる技術の採用を検討する。

(2) ライフサイクルコストの縮減

建設及び補修・補強の計画、設計等の段階においては、最小限の維持管理でこれまで以上に施設の長寿命化が実現できる新たな技術、材料、工法の活用を検討し、ライフサイクルコストの縮減を図る必要がある。

(3) 技術力の向上

施設の機能を適切に維持・保全するためには、施設の状態を適切に診断・評価することが必要である。施設点検において施設の変状を発見した場合に、どのような手段で変状を診断するのか、その施設の変状が緊急的な対応が必要か、変状の原因が何か、変状が施設に対してどの程度影響を及ぼすかなどの評価を適切に行うためには、高度な知識と経験を必要とするが、これらを有する技術職員が減少している。

また、定期詳細点検など点検を委託する場合、業務委託先が実施した点検結果を職員がチェックすることとなるが、職員が損傷の程度によって“不具合箇所のイメージを持って”点検結果を確認することが大切であり、誤った点検結果があればすぐに気付くことができる経験と技術力を、継続的に確保することが重要であることから、研修等を通じて職員の技術力の向上を図る。

3.3.7 新技術の活用

(1) 基本的な考え方

維持管理業務の高度化及び省力化、また、業務を通じて抽出された課題解決等を目的として、試行実施を含めて積極的に新技術を活用することとする。

1) ドローンの活用

- 府職員のドローン操縦資格（航空法の許可（目視外飛行や DID 地区での飛行等））の取得推進を行うとともに、自動操縦（自律飛行が可能な）機体の導入などさらなる活用拡大に取り組む。
- ドローンが撮影した映像・画像から損傷度を自動判別する AI 解析等の技術の導入可能性を検討する。

3.3.8 効果検証

効果検証については「3.1.8 効果検証」を参照。

3.4 ダム施設

3.4.1 施設の現状

(1) 管理施設数

大阪府におけるダム施設の管理施設数を、表 3.4-1 に示す。

表 3.4-1 施設数量

河川管理施設	数量	備考
均一型フィルダム	1 基	狭山池ダム
中央コア（心壁）型ロックフィルダム	2 基	安威川ダム 箕面川ダム

※ダム施設には、各々のダムに付帯する取水放流設備や発電設備、管理所等のダム管理に必要な全施設が含まれる。

(2) 施設の現状



箕面川ダム



狭山池ダム



安威川ダム

(3) ダム施設の概要

箕面川ダム：箕面川の治水対策については、昭和 42 年 7 月の北摂豪雨による多大な流域被害を契機に、ダム建設及び河川改修を推進。

狭山池ダム：西除川の治水対策については、昭和 57 年 8 月の豪雨による西除川・東除川流域の多大な洪水被害を契機に、農業用ため池であった狭山池を、洪水調節機能を有するダムに改築するためのダム建設及び河川改修を推進。

安威川ダム：安威川の治水対策については、昭和 42 年の 7 月豪雨による多大な流域被害を契機に、ダム建設及び河川改修を推進。

3.4.2 点検、診断・評価

(1) 点検業務の目的・方針

1) 点検業務の目的・方針

点検業務（点検、診断・評価）の目的は、「施設の現状を把握し、不具合の早期発見、適切な処置により、利用者および第三者への安全を確保すること」および「点検データ（基礎資料）を蓄積し分析することで、点検の充実や予防保全対策の拡充、計画的な補修や更新時期の最適化など効率的・効果的な維持管理・更新につなげること」である。また、施設の老朽化が進むダム施設においては、その機能を確実に発揮させるため、きめ細かく点検し、施設の損傷を診断・評価のうえ、補修等の対策を施さなければならない。

今後も引き続き、点検業務を適切に実施するために必要な経験と技術力を継続的に確保するため、研修等を通じて職員の育成を図るとともに、これまで実施してきた各種の点検・調査を、ダム施設の長寿命化計画等に基づき、効果的に組み合わせ、効率的に実施することとする。なお、点検および診断・評価結果については、確実に維持管理 DB に蓄積し、定期的に点検計画の見直しを図るものとする。

2) 点検結果を踏まえた業務のフロー

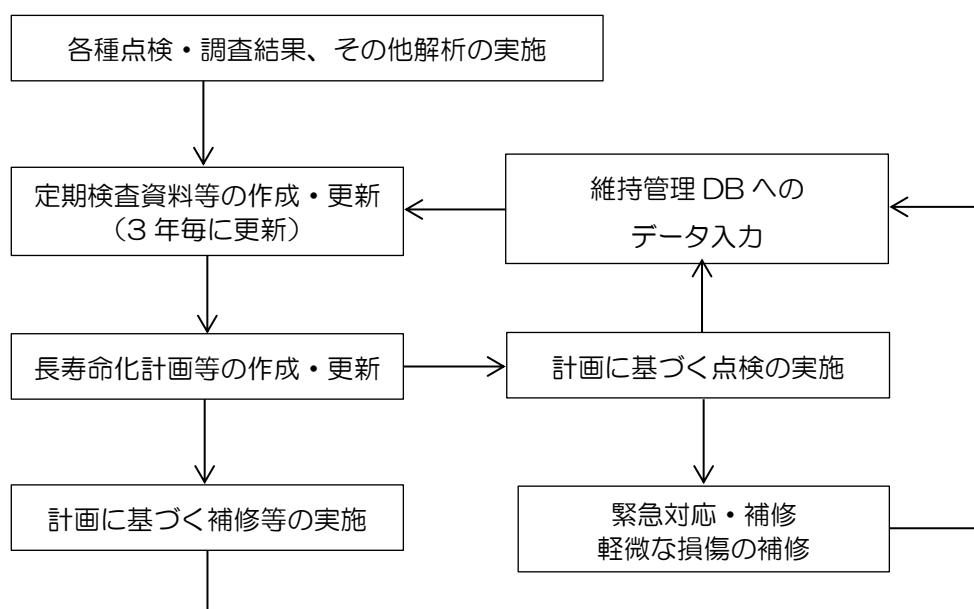


図 3.4-2 点検～診断・評価～対応実施のフロー

(2) 点検

1) 点検の種別等

a) 点検の種別

各施設における点検の種別と概要は表 3.4-2 のとおりである。

表 3.4-2 点検の種別と概要

	点検種別	内容等
ダム	定期点検（日常点検）	<ul style="list-style-type: none"> 堤体等について、目視により施設の損傷等を点検 近接目視が容易でない箇所についてはドローン等により取得した画像を活用
	詳細点検（日常点検）	<ul style="list-style-type: none"> ダム操作規則及び細則に規定するダム諸量（漏水量、変位、浸潤線）の観測を指定の頻度で実施し、異常値の有無を確認。合わせて本体の点検も実施
	臨時点検	<ul style="list-style-type: none"> 地震等の発生後、ドローンを活用しダム施設の点検を実施 他施設等で不具合が発生した場合に、同種の構造物点検を随時実施
	定期検査	<ul style="list-style-type: none"> ダム施設及び貯水池が適切に維持管理され、良好な状態に保持されているか、また、流水管理が適切に行われているか確認するため、維持管理状況、ダム施設・貯水池の状態について、ダム管理者以外の視点から定期的に実施
	総合点検	<ul style="list-style-type: none"> ダムの長寿命化、長期的なダムの安全性及び機能の保持を目的に実施 日常点検や定期検査では通常実施しない規模の調査・試験を必要に応じて実施

本府では、ダム施設に対して下記の点検を実施する。

- 定期点検（日常点検）
- 詳細点検（日常点検）
- 臨時点検
- 定期検査
- 総合点検

①定期点検（日常点検）

【目的】堤体等について、目視により施設の損傷等を点検する。

【点検者】府職員

【方法】目視点検（堤体等）

【頻度】1回/月

【実施範囲】堤体等

②詳細点検（日常点検）

【目的】ダム施設の健全性を確認するために実施する点検であり、ダムの操作規則及び細則に規定するダム諸量の観測を指定の頻度で実施し、異常値の有無を確認。

【点検者】府職員、コンサルタント

【方法】計測（漏水量、変位、浸潤線）

【頻度】漏水量計測：1回/月（狭山池ダム、箕面川ダム）1回/週（安威川ダム）、

変位計測：1回/3ヶ月（狭山池ダム、箕面川ダム）1回/月（安威川ダム）、

浸潤線計測：1回/3ヶ月（狭山池ダム）

【実施範囲】計測は定点監視

③臨時点検

【目的】大規模な地震発生後などに施設に損傷がないかを確認する。

【点検者】府職員、コンサルタント

【方法】目視点検、施設動作確認等

【頻度】隨時（必要な都度）

【実施範囲】点検目的により異なる

④定期検査

【目的】ダム施設及び貯水池が適切に維持管理され、良好な状態に保持されているか、また、流水管理が適切に行われているかを確認する。

【点検者】府職員、コンサルタント

【方法】目視点検（堤体等）、計測（漏水量、変位、浸潤線）データの分析等

【頻度】1回/3年

【実施範囲】堤体等

⑤総合点検

【目的】ダム施設の長寿命化、長期的なダム施設の安全性及び機能の保持を目的に実施する。

【点検者】コンサルタント

【方法】目視点検（堤体等）、計測（漏水量、変位、浸潤線）データの分析等

【頻度】1回/概ね30年

【実施範囲】堤体等

《参考》「河川砂防技術基準 維持管理編（ダム編）」

第2章 ダム施設及び貯水池の維持管理

第1節 ダム施設及び貯水池の計画的な維持管理

1. 2 ダム施設の維持管理

1. 2. 1 ダム点検整備基準

<考え方>

河川管理施設のダムは、河川法施行令、特定多目的ダム法施行令（昭和32年政令第188号）及び独立行政法人水資源機構法施行令（平成15年政令第329号）（以下「施行令」という。）の規定に基づき、操作規則等に施設及び施設を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備に関する事項等（以下「ダム点検整備基準」という。）を定めることとされており、ダム管理者は、ダム点検整備基準に基づき、ダム施設の日常管理における巡視・点検、維持・修繕等を行うことが必要である。

<必須>

ダム管理者は、ダム点検整備基準に基づいて日常管理における巡視・点検を行い、その結果等に基づき、ダム施設の効率的な維持及び修繕が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

なお、ダム点検整備基準は、法令及び表2-1に示す一般的な技術基準に基づいて策定するものとする。

表2-1 ダム点検整備基準を策定するための一般的な技術基準

第1	ダム点検整備基準には、ダム施設を構成する堤体、洪水吐き、設備等の区分毎に、点検及び整備の頻度、実施時期及び方法を定めるものとする。																																																																																																																																				
	ダム点検整備基準に定める点検の頻度、実施時期及び方法は、以下を標準とする。 なお、洪水や積雪、工事等により、目視、計測等による点検を行うことが困難な場合は、可能な範囲及び方法で点検を行うものとする。																																																																																																																																				
	(1) 毎日（閑庁日は除く。以下同じ。）、目視等により外観の変状の有無を確認する。 (2) 年1回、出水期前に、目視等により水叩き部の洗掘状況を確認する。 (3) 下表のとおり漏水量、変形等の計測を行い、ダムの構造上の安全性を確認する。																																																																																																																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">計 管 理 項 目 期 間</th> <th colspan="5">コンクリートダム</th> <th colspan="2">フィルダム</th> </tr> <tr> <th colspan="2">重力・中空重力</th> <th colspan="3">アーチ</th> <th rowspan="2">均一型</th> <th rowspan="2">ゾーン型 及び表面 しや水壁型</th> </tr> <tr> <th>50m未満</th> <th>50m以上、 100m未満</th> <th>100m以上</th> <th>30m未満</th> <th>30m以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漏 水 量 (※)</td> <td>第1期</td> <td colspan="5">1回／日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第2期</td> <td colspan="5">1回／週</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>第3期</td> <td colspan="5">1回／月</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>変形</td> <td>第1期</td> <td>—</td> <td>1回／週</td> <td>1回／日</td> <td>1回／週</td> <td>1回／日</td> <td>1回／週</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第2期</td> <td>—</td> <td>1回／月</td> <td>1回／週</td> <td>1回／月</td> <td>1回／週</td> <td>1回／月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第3期</td> <td>—</td> <td>1回／3月</td> <td>1回／月</td> <td>1回／3月</td> <td>1回／月</td> <td>1回／3月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>揚圧力</td> <td>第1期</td> <td colspan="3">1回／週</td> <td>—</td> <td>1回／週</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第2期</td> <td colspan="3">1回／月</td> <td>—</td> <td>1回／月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第3期</td> <td colspan="3">1回／3月</td> <td>—</td> <td>1回／3月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>浸潤線</td> <td>第1期</td> <td colspan="4">—</td> <td>1回／週</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第2期</td> <td colspan="4">—</td> <td>1回／月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>第3期</td> <td colspan="4">—</td> <td>1回／3月</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>								計 管 理 項 目 期 間	コンクリートダム					フィルダム		重力・中空重力		アーチ			均一型	ゾーン型 及び表面 しや水壁型	50m未満	50m以上、 100m未満	100m以上	30m未満	30m以上	漏 水 量 (※)	第1期	1回／日							第2期	1回／週							第3期	1回／月							変形	第1期	—	1回／週	1回／日	1回／週	1回／日	1回／週			第2期	—	1回／月	1回／週	1回／月	1回／週	1回／月			第3期	—	1回／3月	1回／月	1回／3月	1回／月	1回／3月		揚圧力	第1期	1回／週			—	1回／週	—			第2期	1回／月			—	1回／月	—			第3期	1回／3月			—	1回／3月	—		浸潤線	第1期	—				1回／週	—			第2期	—				1回／月	—			第3期	—				1回／3月	—
計 管 理 項 目 期 間	コンクリートダム					フィルダム																																																																																																																															
	重力・中空重力		アーチ			均一型	ゾーン型 及び表面 しや水壁型																																																																																																																														
	50m未満	50m以上、 100m未満	100m以上	30m未満	30m以上																																																																																																																																
漏 水 量 (※)	第1期	1回／日																																																																																																																																			
	第2期	1回／週																																																																																																																																			
	第3期	1回／月																																																																																																																																			
	変形	第1期	—	1回／週	1回／日	1回／週	1回／日	1回／週																																																																																																																													
		第2期	—	1回／月	1回／週	1回／月	1回／週	1回／月																																																																																																																													
		第3期	—	1回／3月	1回／月	1回／3月	1回／月	1回／3月																																																																																																																													
	揚圧力	第1期	1回／週			—	1回／週	—																																																																																																																													
		第2期	1回／月			—	1回／月	—																																																																																																																													
		第3期	1回／3月			—	1回／3月	—																																																																																																																													
	浸潤線	第1期	—				1回／週	—																																																																																																																													
		第2期	—				1回／月	—																																																																																																																													
		第3期	—				1回／3月	—																																																																																																																													
	<p>【補足事項】</p> <p>(1) 各管理期間における計測データの検討結果を基に、安全管理上支障のないよう、計測箇所、計測頻度を変更することができるものとする。</p> <p>(2) 計測による変形にほとんど変化が認められない場合は、30m以上のアーチダムを除き、第3期における変形の計測頻度を変更することができるものとする。</p> <p>(3) 全ての計測箇所において漏水量が比較的小なく、かつ揚圧力が小さいダムについては、第3期における揚圧力の計測頻度を変更することができるものとする。</p>																																																																																																																																				
	<p>【管理期間の区分】</p> <p>第1期：試験湛水開始から満水以後2ヶ月以上を経過するまでの期間とする。揚水発電、洪水調節等で水位の急速低下による影響を考慮する必要があるフィルダムについては、この期間を含むものとする。</p> <p>第2期：第1期経過後、貯水等の変化に計測値が正しく追跡し、その値が妥当と判断されることにより、ダムの挙動が安定したと確認できるまでの期間とする。ただし、100mを超えるダムまたは特殊な設計のダム（アーチダム、中空重力式ダム、表面しや水壁型フィルダム、バットレスダム、台形CSGダム等の特殊な構造型式のダム、基礎が岩盤でないダム、特殊な基礎処理を行ったダム（袖部を除く）、貯水池内で地すべり対策を行ったダム、計測監視を行う大規模な地すべりが存在するダムを含む。）については、3年以上の期間を見込むものとする。</p> <p>第3期：第2期経過以降の期間とする。</p>																																																																																																																																				
	※漏水量は、設計上考慮されているものを指しており、コンクリートダムでは排水量、フィルダムでは浸透量が相当する。																																																																																																																																				

b) 点検の分類と実施主体

施設の特性や状態、重要度等を考慮した上で、「図 3.4-3 点検の分類」により、全ての管理施設を対象に、必要となる点検種別を選定し、点検を実施するものとし、ダム施設で実施する点検の実施主体は、施設の特性や状態、重要度等を考慮した表 3.4-3 のとおりである。



図 3.4-3 点検の分類

表 3.4-3 点検種別と実施主体

施設	定期的				臨時の
	定期点検	詳細点検	定期検査	総合点検	臨時点検
均一型フィルダム	○	○●	○●	●	○●
中央コア（心壁）型ロックフィルダム	○	○●	○●	●	○●

凡例 ○：直営で実施 ●：委託で実施

2) 点検の実施

点検については、法令や基準等に則り、施設管理者として、施設の供用に支障となる不具合を速やかに察知し、常に良好な状態に保つよう維持・修繕を促進する観点から、施設の状態を継続的に把握し、施設不具合に対して的確に判断することが求められる。

そのため、直営（府職員）で実施することを基本とするが、より詳細な点検が必要な場合や調査の専門性、実施難易度等を考慮し、効率性、点検体制の維持などの観点から、新技術の導入やコンサルタント等の調査業者による点検も活用する。

表 3.4-4 点検の実施主体と頻度

		実施者	
		直営（府職員）	委託
頻度	日常	定期点検（日常点検） 目視点検【1回/月】	詳細点検（日常点検） 漏水量計測【1回/月】（狭山池ダム、箕面川ダム） 漏水量計測【1回/週】（安威川ダム）※1 変位計測【1回/月】（安威川ダム） 専門性を有する業者に委託
	年に数回	—	詳細点検（日常点検） 変位計測【1回/3ヶ月】（狭山池ダム、箕面川ダム） 浸潤線計測【1回/3ヶ月】（狭山池ダム）※2 専門性を有する業者に委託
	緊急時	臨時点検※3	臨時点検※3 専門性を有する業者に委託
	数年に1回	定期検査※4	総合点検※5 専門性を有する業者に委託

※1 安威川ダムの管理期は「第2期」であるため、漏水量及び変位計測の頻度が異なる。（他ダムの管理期は「第3期」）

※2 均一型フィルダムの場合、浸潤線計測を実施する。

※3 大規模な地震発生後などに施設に損傷がないかを確認する。

※4 3年に1回実施する。

※5 概ね30年に1回実施し、総合点検の実施内容、結果については専門家の意見・助言を受ける。

3) 点検における留意事項

①点検一般

○致命的な不具合を見逃さないための工夫

- 定期検査、総合点検で指摘された損傷箇所等は長寿命化計画書等に記載し、確実に点検する。
- 上記要注意点検箇所を点検時に見逃さないために、点検者が発見しやすいように、現地にマーキングするなどの工夫を行う。
- 既往災害の被災事例等に習い、災害を誘発する可能性のある箇所は、確実に点検する。
- 施設の不可視部分を明確化し、不可視部分に起因する不具合の可能性を把握する。
- 近接目視が容易でない箇所については、ドローン等を活用し補完する。

○維持管理・更新に資する点検およびデータ蓄積

- 様々な点検や調査の結果、整備・補修履歴など基礎的な情報を確実に長寿命化計画等に記載し、より効率的な予防保全の取組、最適な補修・補強のタイミング、更新時期の見極め等に活用する。

○点検のメリハリ（頻度等）の工夫

- 河川砂防技術基準 維持管理編（ダム編）など定められた点検頻度は最低限度としてとらえ、施設の劣化状態など施設の不具合状況に着目するだけではなく、その不具合が周辺へ与える影響としての周囲の土地利用状況なども考慮して、施設毎に点検頻度を設定するなど、メリハリを付けた点検計画を策定する。そのため長寿命化計画を活用するものとするが、この長寿命化計画は、不斷に見直していくこととし、点検・補修結果などのデータを積み重ね、更新するものとし、常に点検計画も改善していくこととする。

②緊急事象への対応

- ・予期しない緊急事象が発生した場合には、その情報を本庁関係各課や関係するあらゆる事務所において情報共有するとともに、同様の事象が発生する恐れがある場合は、速やかに臨時点検を実施するなど水平展開を行う。
- ・予測しない緊急事象が発生した場合、その不具合事象に関して原因究明を行うだけでなく、不具合の事例を蓄積し分析することで、同様な事象が発生する恐れがあるものを特定するよう努め、事前に点検・確認を行うなど再発防止に努めるとともに、将来の予見に活用するなど効率的・効果的な維持管理につなげていく。

(3) 診断・評価

1) 診断・評価の現状

「ダム定期検査の手引き [河川管理施設のダム版] 平成 28 年 3 月 国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課」、「ダム総合点検実施要領・同解説 平成 25 年 10 月 国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課」により診断・評価する。

①定期検査

表 3.4-5 ダム施設・貯水池の状態検査における検査箇所の個別判定区分

個別判定区分	土木構造物の状態
a	堤体・基礎地盤等の異状な挙動や劣化・損傷等により、ダムの安全性及び機能への影響が認められ、直ちに措置を講じる必要がある状態
b1	ダムの安全性及び機能は保持されていると判断されるものの、堤体・基礎地盤等の挙動に異状の兆候が認められることから、速やかに措置を講じる必要がある状態
b2	ダムの安全性及び機能は保持されていると判断されるものの、堤体・基礎地盤等の挙動や劣化・損傷等の状態から、必要に応じて措置を講じる必要がある状態
○	挙動が安定しており、劣化・損傷等がみとめられない、又は軽微な劣化・損傷等は生じているが、ダムの安全性及び機能に影響を及ぼすおそれがないと判断され、状態監視を継続することで良い状態

「ダム定期検査の手引き [河川管理施設のダム版] 平成 28 年 3 月 国土交通省 水管理・国土保全局河川環境課」より抜粋加工

②総合点検

表 3.4-6 ダム施設の健全度評価区分

健全度の区分		「ダム定期検査」の評価区分	
a1	機能低下により、緊急の措置が必要な状態	a	直ちに何らかの処置が必要と判断される場合
a2	劣化・損傷により機能への影響が認められ、何らかの措置が必要な状態		
b1	現状では機能が維持されているが、劣化・損傷が認められ、近い将来、機能に影響を及ぼすと予見される状態	b	
b2	現状では機能が維持されているが、劣化・損傷が認められ、中長期的には機能に影響を及ぼす可能性がある状態		何らかの兆候があり、今後注意して監視する必要があると判断される場合
c	軽微な劣化・損傷が認められるが機能には支障がなく、将来的にも機能に影響を及ぼす恐れがない状態 劣化・損傷が認められない状態	c	特に問題がないと判断される場合

「ダム総合点検実施要領・同解説 平成 25 年 10 月 国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課」より抜粋

2) 評価体制の確保

点検を実施する職員と、その点検結果を評価する職員では必要なスキルが異なる。点検は点検マニュアルや過去の点検結果などを活用すれば、概ね機械的に実施することができる一方、評価を行うにあたっては、高度な知識と経験を必要とする。

補修工事を実施するかどうかの判断は、主として損傷度判定によって左右されるが、この判断は当該施設の維持管理業務を担当する補佐、主査及び本庁主管課による体制での評価を継続していくこととする。

3.4.3 維持管理手法、維持管理水準、更新フロー

(1) ダム施設の維持管理手法

1) 維持管理手法の選定

ダム施設の維持管理手法を以下に示す。なお、状態監視型については、評価基準、補修時期を明確化して行うものとする。

ダム施設が有する治水機能等を確実に維持するため、施設（構成要素）の管理レベル及び健全度により保全対策を設定し、それぞれの保全対策に応じて適切に補修・部分更新を行う。

表 3.4-7 ダム施設の維持管理手法

分野	施設	維持管理手法の選定				備考	
		日常的 維持管理	計画的 維持管理				
			予防保全				
		事後保全型*	状態監視型	予測計画型			
土木構造物	均一型フィルダム	○	○	—	—	—	
	中央コア（心壁）型ロックフィルダム	○	○	—	—	—	

*事後保全型については、出水等により施設が損傷した場合などで、緊急的な補修が必要な場合に適用する。

2) 維持管理水準の設定

補修等の実施にあたっては、構成要素（細別）別に設定された管理レベルと点検等の結果に基づき評価された健全度の組合せを踏まえ、表 3.2-8 に示した保全対策の基本的な考え方により判断する。また、必要に応じて施設の設置条件等を考慮し総合的に判断する。

表 3.4-8 構成要素(細別)の管理レベルと健全度区分の組合せに基づく保全対策の基本的考え方

施設の管理レベル及び健全度に 対応する保全対策一覧表			構成要素(細別)の管理レベル		
			H	M	L
健全度の区分	a1	○機能低下により、緊急の措置が必要な状態	予防保全 (直ちに対策を実施)	予防保全 (直ちに対策を実施)	事後保全 (速やかに対策を実施)
	a2	○劣化・損傷により機能への影響が認められ、何らかの措置が必要な状態	予防保全 (直ちに対策を実施)	予防保全 (速やかに対策を実施)	事後保全 (重点状態監視) (必要に応じて対策を実施)
	b1	○現状では機能が維持されているが、劣化・損傷が認められ、近い将来、機能に影響を及ぼすと予見される状態	予防保全 (速やかに対策を実施)	予防保全 (重点状態監視) (必要に応じて対策を実施)	事後保全 (保全対象に至っていない)
	b2	○現状では機能が維持されているが、劣化・損傷が認められ、中長期的には機能に影響を及ぼす可能性がある状態	予防保全 (重点状態監視) (必要に応じて対策を実施)	予防保全 (状態監視)	事後保全 (保全対象に至っていない)
	c	○軽微な劣化・損傷が認められるが機能には支障がなく、将来的にも機能に影響を及ぼす恐れがない状態 ○劣化・損傷が認められない状態	予防保全 (状態監視)	予防保全 (状態監視)	事後保全 (保全対象に至っていない)

工種 管理レベル	内容
レベルH 高	「貯水機能」及び「洪水調節機能」を低下させる可能性のある構成要素 重要度の高い「利水機能」を低下させる可能性のある構成要素
レベルM 中	「利水機能」の低下につながる構成要素
レベルL 低	何らかの変状が生じ、機能を失った場合、ダム管理者の業務に影響が生じるもの、「貯水機能」、「洪水調節機能」及び「利水機能」に直ちに影響を及ぼすおそれの少ない構成要素

「ダム総合点検実施要領・同解説 平成 25 年 10 月 国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課」より抜粋

3) 状態監視型の維持管理

ダム施設(フィルダム及びロックフィルダム)については、これまで操作規則及び細則に規定するダム諸量の観測(漏水、変位、浸潤線の計測)を指定の頻度(1回/月又は1回/3か月)で実施しており、今後とも状態監視型による維持管理を行う。

・計測解析（ダム本体）

漏水量、変形量を定期的に計測し、ダム本体に異常が生じていないかを監視する。

表 3.4-9 ダム調査測定基準（箕面川ダム）

箕面川ダム調査測定基準(1/1)								
区分	細分	調査実施方法				調査測定要領		
		調査回数	調査実施者		記録			
			ダムコン	委託業者 その他	ダムコン	指定様式	報告書	
気象	気象一般	連続値 ^{※1}	○		○		気象に関する測定は、ダム管理所において連続的に行う。但し、降水量の観測は、雨量観測所において10分毎に行う。 ※連続値データは、ダム管理所の端末に常に表示する。	
	降水量観測	1回／10分	○		○			
水象	水位観測	連続値 ^{※1}	○		○		水位の観測は、水位観測所において連側的に行う。 ※連続値データは、ダム管理所の端末に常に表示する。	
	流入量	連続値 ^{※1}	○		○		流入量の計測は、所定の標点において連続的に行う。 ※連続値データは、ダム管理所の端末に常に表示する。	
	放流量	連続値 ^{※1}	○		○		ダム（洪水吐、放流管）からの放流量の計測は、所定の標点において連続的に行う。 ※連続値データは、ダム管理所の端末に常に表示する。	
堆砂状況	堆砂測量	通常	1回／年		○		○	貯水池の堆砂状況は、毎年1回実測調査を行はほか、洪水の直後において必要がある場合は、そのつど同一断面について実測調査を行う。
		洪水直後	必要時		○		○	
ダム	漏水量	1回／月	○	○	○	○	○	堤体内監査廊での漏水量及び貯水観測所での観測は毎月1回以上行う。 ※漏水観測所での計測値は、ダムコンで連続的に収集
								堤体外部全般及び堤体監査廊での亀裂等の各種調査観測は毎月定期的に行う。
	外形変位	1回／3ヶ月		○		○	○	堤体4測線22測点において測量し、異常な挙動がないかどうか確認を行う。
その他	水質	4回／年		○			○	長期的・経年的な貯水池の水質を把握するため、『ダム貯水池水質調査要領』における貯水池の生活環境基準項目を中心に、水質調査を行う。

※ 1) 連続値

ダム地点の気象（天気、気圧、温度、湿度、風向、風速、降雨量等）及びダム貯水池の水象（水位、流入量、放流量等）について、所定の標点において、毎日連続的に各種データを収集し、ダム管理所の端末（ダムコンピュータ）に蓄積・表示され計測値のこと。

表 3.4-10 ダム調査測定基準（狭山池ダム）

狭山池ダム調査測定基準									
区分	細分		調査実施方法				調査測定要領		
			調査回数	調査実施者		記録			
				ダムコン	委託業者 その他	ダムコン	指定様式	報告書	
気象	気象一般		連続値 ^{※1}	○		○			気象に関する測定は、ダム管理所において連続的に行う。但し、降水量の観測は、雨量観測所において10分毎に行う。 ※連続値データは、ダム管理所の端末に常に表示する。
	降水量観測		1回／10分	○		○			
水象	水位観測		連続値 ^{※1}	○		○			水位の観測は、水位観測所において連側的に行う。 ※連続値データは、ダム管理所の端末に常に表示する。
	流入量		連続値 ^{※1}	○		○			
	放流量		連続値 ^{※1}	○		○			
堆砂状況	堆砂測量	通常	1回／年		○			○	貯水池の堆砂状況は、毎年1回実測調査を行うほか、洪水の直後において必要がある場合は、そのつど同一断面について実測調査を行う。
		洪水直後	必要時		○			○	
ダム	漏水量		1回／月	○	○	○	○	○	漏水観測所での観測は、毎月1回以上行う。 ※漏水観測所での計測値は、ダムコンで連続的に収集
	外形変位		1回／3ヶ月		○		○	○	
	浸潤線		1回／3ヶ月	○	○	○	○	○	
その他	水質		4回／年		○			○	長期的・経年的な貯水池の水質を把握するため、『ダム貯水池水質調査要領』における貯水池の生活環境基準項目を中心に、水質調査を行う。

※1) 連続値

ダム地点の気象（天気、気圧、温度、湿度、風向、風速、降雨量等）及びダム貯水池の水象（水位、流入量、放流量等）について、所定の標点において、毎日連続的に各種データを収集し、ダム管理所の端末（ダムコンピュータ）に蓄積・表示される計測値のこと。

表 3.4-11 ダム調査測定基準（安威川ダム）

区分	細分	標準回数	調査測定基準
気象	降水量 常時	1回/毎時	気象に関する測定は、安威川ダム管理所において毎日午前9時に行なうほか必要に応じて随時行なう。ただし、降水量の観測は、別表第1に掲げる雨量観測所において毎正時に行なう。
	洪水警戒時	必要時	ただし、規則第10条に規定する洪水警戒体制時には、必要に応じて観測する。
水象	水位 常時	1回/毎時	水位の観測は、別表第2に掲げる水位観測所において毎正時に行なう。
	洪水警戒時	必要時	ただし、規則第10条に規定する洪水警戒体制時には、必要に応じて観測測定する。
流入量 放流量	常時	1回/毎時	流入量の観測は、毎正時に行なう。
	洪水警戒時	必要時	ただし、規則第10条に規定する洪水警戒体制時には、必要に応じて観測測定する。
堤体 観測	浸透量 (三角堰)	1回/日	堤体浸透水を監査廊内に導水し、浸透量を自動計測する。
	浸透流 (圧力・流量)	1回/日	監査廊において基礎地盤からの浸透流量および浸透圧を計測する。
変形	間隙水圧	1回/日	堤体内・基礎岩盤部の間隙水圧を自動計測する。
	岩盤変位計	1回/日	堤体盛立に伴う基礎岩盤の変形の自動計測する。
応力等	層別沈下計	1回/日	堤体内部の標高ごとの沈下量を自動計測する。
	GPSセンサ (外部標的)	1回/日 (1回/週)	堤体の沈下および変位を外部変形として自動計測する。 (外部標的の測量を実施する。)
地震動	土圧計	1回/日	堤体内的応力分布を自動計測する。
	地震計	随時	ダムの基礎地盤、あるいは、堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上であったとき。または、ダム地点周辺の気象台等(別表3)で発表された気象庁震度階が4以上であったとき。
左岸頂部法面	変形 パイプひずみ計	1回/週※	左岸頂部のすべり面、断層の変位経過を自動計測する。
	伸縮計	1回/週※	法面の表面部の変位を自動計測する。
地下水位	荷重計	1回/週※	アンカー設置に伴う荷重の変位を自動計測する。
	孔内傾斜計	1回/週※	左岸頂部法面の変位経過を自動計測する。
洪水吐き第一減勢工法面	水位計	1回/週※	地山地下水位を自動計測する。
	変形 パイプひずみ計	1回/週※	洪水吐き第一減勢工法面のすべり面、断層の変位経過を自動計測する。
地下水位	自記水位計	1回/週※	地山地下水位を自動計測する。
水質	通常	1回/日	堤体設置の水質自動観測装置により、設定水深の水温、濁度を1日1回自動観測する。 また、洪水後に必要のある場合は、その都度測定する。
	洪水後	必要に応じて	
堆砂	通常	1回/年	貯水池の堆砂状況は、毎年1回実施調査を行うものとする。 また、洪水後に必要のある場合は、その都度測定する。
	洪水後	必要に応じて	

※1回/日で自動計測しているが、計測データの回収頻度は、1回/周とする。ただし、降雨後や計測値に変動が見受けられた場合は必要に応じて計測データの回収頻度を変更する。

別表第1 雨量観測所

観測所名	設置場所	性能型式
ダム地点	ダム地点	有線

別表第2 水位・流量観測所

観測所名	設置場所	性能型式
ダム貯水位	ダム地点	有線
千歳橋	千歳橋	テレメーター

別表第3 地震観測所

観測所名	設置場所	性能型式
高槻市桃園町(気象庁)	高槻市桃園町	
茨木市東中条町(自治体)	茨木市東中条町	
箕面市栗生外院(自治体)	箕面市栗生外院	

(2) 更新フロー

堤体、堤体周辺斜面、減勢工等の更新等については、「ダム総合点検実施要領・同解説 平成25年10月 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課」、「ダム定期検査の手引き [河川管理施設のダム版] 平成28年3月 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課」に準じて判断している。

更新フローを以下に示す。

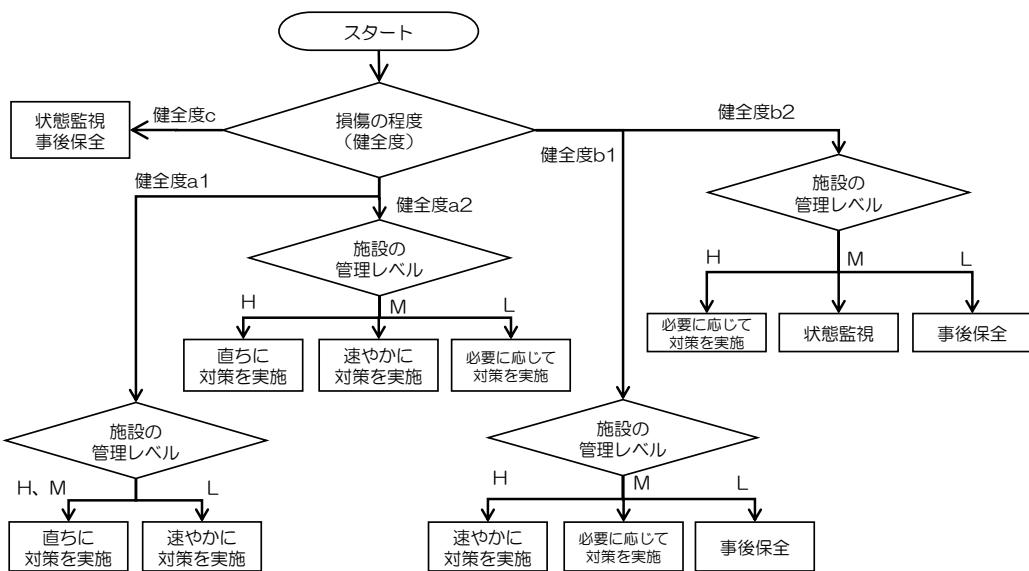


図 3.4-4　更新等判定フロー

3.4.4 重点化指標・優先順位

(1) 基本的な考え方

日常的な維持管理として、軽微であるが、施設の健全度に影響を及ぼす損傷は、こまめに補修・修繕したり、事後保全として緊急・応急措置を行い、予防保全に努める。

計画的な維持管理として、長寿命化計画に基づき、計画的に補修や部分更新を行う。

また、補修等に当たっては、施設の管理レベルに応じて重点化（優先順位）を設定する。

(2) 計画的な補修・部分更新における重点化指標・優先順位の考え方

限られた資源（予算・人員）の中で維持管理を適切かつ的確に行うため、府民の安全を確保することを最優先とし、施設毎の特性や重要度などを踏まえ、不具合が発生した場合のリスク等に着目（特定・評価）して、点検、補修などの重点化（優先順位）を設定し、戦略的に維持管理を行う。以下に、基本的な考え方を示す。

1) 基本方針

①府民の安全確保

施設の劣化、損傷が極めて著しく、施設の機能が確保されないと想定され、府民の生命・財産への影響が懸念される場合は最優先に実施する。

②効率的・効果的な維持管理

ダム施設は防災施設であり、府民の生命・財産を守る施設である。各施設が損傷等した場合には、府民への影響の大きさが各施設で異なることから、健全度と管理レベルを考慮して、優先度を定め、効率的・効果的な維持管理を行っていく。

ただし、他の事業（工事）等の実施に併せて補修等を行うことが、予算の節約や工事に伴う影響を低減する等の視点で合理的である場合には、総合的に判断するなど柔軟に対応する。

2) リスクに着目した重点化

施設の維持管理のリスクは、劣化や損傷等の状況と施設の管理レベルを勘案するものとし、発生した場合の社会的な影響が大きいほど重大なリスクとして評価する。

優先度評価の考え方

横軸；社会的影響度（管理レベル）として、以下の項目で評価

○施設特性

- ・「貯水機能」及び「洪水調節機能」を低下させる可能性のある構成要素、重要度の高い「利水機能」を低下させる可能性のある構成要素
- ・「利水機能」の低下につながる構成要素
- ・何らかの変状が生じ、機能を失った場合、ダム管理者の業務に影響が生じるもの、 「貯水機能」、「洪水調節機能」及び「利水機能」に直ちに影響を及ぼすおそれの少ない構成要素

縦軸；健全度など不具合の程度を、以下の項目で評価

○健全度

- ・健全度区分(a1～c(総合点検評価)表 3.4-6 参照、a～c(定期検査評価)表 3.4-5 参照)

評価及び対応

○応急対応

- ・損傷がそれ以上拡大しないよう、必要最低限の対策を実施する。

○優先対応

- ・少なくとも次期出水期迄に応急対応を完了し、その後補修を実施する。

○順次対応

- ・速やかに詳細な調査を行い、補修計画に基づき必要な対策を実施する。

優先度評価のイメージ

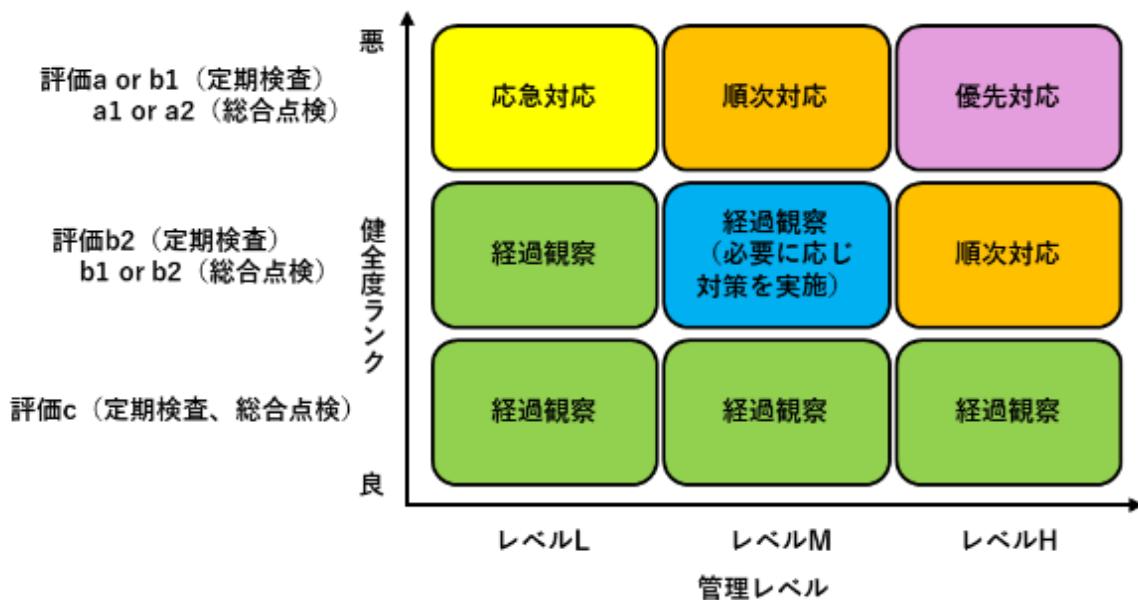


図 3.4-5 優先度評価・対応方針

3.4.5 日常的な維持管理

(1) 日常的な維持管理の着実な実践

日常的な維持管理においては、施設を常に良好な状態に保つよう、施設の状態を的確に把握し、施設不具合の早期発見、早期対応や緊急的・突発的な事案、苦情・要望事項等への迅速な対応、不法・不正行為の防止に努め、府民の安全・安心の確保はもとより、府民サービスの向上など、これらの取組を引き続き着実に実施する。

また、ダム施設が有する治水機能等を確実に維持するため、ロックフィルダムの外部変形（沈下量及び水平変位）計測に関して、GPSによる自動計測システムを導入する等、より効率的・効果的な施設の日常的維持管理に取り組んでいく。

これらの取組を着実に実践していくために地域や施設の特性等を考慮し、新技術の活用も含め創意工夫を凝らしながら適切に対応するとともに、各種点検の実施など PDCA サイクルによる継続的なマネジメントを行っていく。

以下に主な日常的な維持管理業務の基本的な考え方を示す。

1) 日常的な維持管理作業

維持管理作業は、定期点検等の結果から、施設の不具合や規模等の現場状況に応じて、直営作業等により迅速に対応し、府民の安全・安心や快適な環境の確保に努める。また、施設の特性や点検結果などを踏まえて、直営作業等により長寿命化に資するきめ細やかな維持管理作業についても計画的に推進する。

【留意事項】

維持管理作業を実施する際には、引き続き、以下の内容に留意する必要がある。

- ・点検時に施設の状態を適切に把握するため、繁茂した草木が視認阻害となる場合には伐木、除草等を行う。
- ・損傷している施設や損傷の恐れのある施設などに対し、迅速な応急復旧や第三者被害等を未然に防止するための予防措置を行い、安全を確保する。
- ・すぐに対応が出来ない場合は、看板等による注意喚起などを行い、府民の安全確保・信頼の確保に努める。
- ・不法投棄等を防止するために、柵等を設置するとともに、著しく環境を損なわないよう、周辺の状況に応じて清掃、除草等を行い、環境の保全に努める。
- ・比較的小規模で簡易な作業を行うことで、機能回復は期待できないものの劣化を抑制することができる場合がある。このような作業を選定し、計画的かつ継続的に実施することで長寿命化に努める（例：小規模なクラック補修等）。

3.4.6 長寿命化に資する工夫

(1) 建設段階での工夫（品質確保の維持）

安威川ダムでは、建設段階において、堤体材料採取時の迅速な画像解析による粒度確認や、材料全量の層状仮置きによる均質化などの工夫により、長寿命化に資する品質確保を図っている。

(2) 維持管理段階における長寿命化に資する工夫

維持管理段階においても、きめ細やかな補修や創意工夫により施設の劣化を防ぎ、または現場状況に応じた材料グレードの選定、NETISに登録されているコンクリートのひび割れを自己修復させる自己治癒コンクリートの活用など、構造物の耐久性が向上し、メンテナンス作業を低減させた長寿命化が期待できる技術の採用を検討する。

(3) ライフサイクルコスト縮減

更新・大規模補修の計画、設計等の段階において、設計・建設費用が通常より高くなるとしても、基本構造部分の耐久性を向上させることや、維持管理が容易に行える構造とすることによるライフサイクルコストの縮減を検討する。

(4) 技術力の向上

施設の治水機能を適切に維持・保全するためには、施設の状態を適切に診断・評価することが必要である。施設点検において施設の変状を発見した場合に、どのような手段で変状を診断するのか、その施設の変状が緊急的な対応が必要か、変状の原因が何か、変状が施設に対してどの程度影響を及ぼすかなどの評価を適切に行うためには、高度な知識と経験を必要とするが、これらを有する河川技術職員が減少している。

また、詳細点検などで業務委託先が実施した点検結果を職員がチェックすることとなるが、職員が損傷の程度による“不具合箇所のイメージを持って”点検結果を確認することが大切であり、誤った点検結果があればすぐに気付くことができる経験と技術力を、継続的に確保することが重要であることから、研修等を通じて職員の技術力の向上を図る。

3.4.7 新技術の活用

(1) 基本的な考え方

維持管理業務の高度化及び省力化、また、業務を通じて抽出された課題解決等を目的として、試行実施を含めて国や他府県の事例等を参考に新技術の導入を検討する。

1) ドローンの活用

- ・府職員のドローン操縦資格（航空法の許可（目視外飛行やDID地区での飛行等））の取得推進を行うとともに、自動操縦（自律飛行が可能な）機体の導入などさらなる活用拡大に取り組む。
- ・船舶による定期巡視や大規模出水後の貯水池周辺の点検時において、近接目視が容易でない箇所の点検にドローンを活用する。

- ・ドローンが撮影した映像・画像から損傷度を自動判別するAI解析等の技術の導入可能性を検討する。

2) 非破壊検査技術の活用

- ・洪水吐き等大規模コンクリート構造物について、定期検査や総合点検時に非破壊検査技術の導入等を検討し、維持管理業務の効率化を図る。

3) 日常維持管理における新技術の活用

- ・GNSSによるダム堤体等の変形計測や、マルチビーム測探機搭載の無人ボートによる貯水池の深浅測量など、引き続き、日常的維持管理の省力化、効率化に資する新技術を模索する。

3.4.8 効果検証

効果検証については「3.1.8 効果検証」を参照。